

○海士長以下の自衛官及び自衛官候補 生の帽章に表示する文字に関する達

昭和43年5月15日

海上自衛隊達第27号

改正 昭和43年6月26日 海上自衛隊達第36号[父島基地分遣隊等及び岩国航空
分遣隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達18条による改
正]

昭和44年9月30日 海上自衛隊達第51号[海洋業務隊の新編等に伴う関係
海上自衛隊達の整理に関する達18条による改正]

昭和45年3月2日 海上自衛隊達第9号[地方隊の改編等に伴う関係海上
自衛隊達の整理に関する達22条による改正]

昭和45年9月28日 海上自衛隊達第73号[警備隊の改編等に伴う関係海上
自衛隊達の整理に関する達13条による改正]

昭和46年4月1日 海上自衛隊達第17号[揚陸隊等の名称の改正に伴う関
係海上自衛隊達の整理に関する達22条による改正]

昭和47年4月1日 海上自衛隊達第26号[第1次改正]

昭和48年10月16日 海上自衛隊達第49号[第2潜水隊群の新編等に伴う関
係海上自衛隊達の整理に関する達23条による改正]

昭和49年3月13日 海上自衛隊達第13号[第2次改正]

昭和51年6月22日 海上自衛隊達第28号[第3次改正]

昭和52年12月27日 海上自衛隊達第21号[海上自衛隊潜水医学実験隊等の
新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達19条による改正]

昭和53年6月30日 海上自衛隊達第24号[開発指導隊群の新編等に伴う関
係海上自衛隊達の整理に関する達25条による改正]

昭和55年3月13日 海上自衛隊達第6号[海洋業務群の新編等に伴う関係
海上自衛隊達の整理に関する達23条による改正]

昭和55年5月8日 海上自衛隊達第11号[第4次改正]

昭和56年2月10日 海上自衛隊達第7号[潜水艦隊の新編に伴う関係海上
自衛隊達の整理に関する達37条による改正]

昭和56年3月26日 海上自衛隊達第15号[音響業務支援隊等の新編等に伴
う関係海上自衛隊達の整理に関する達20条による改正]

昭和57年3月13日 海上自衛隊達第4号[電子業務支援隊の新編に伴う関
係海上自衛隊達の整理に関する達12条による改正]

昭和57年5月27日 海上自衛隊達第17号[誘導武器教育訓練隊等の新編に
伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達15条による改正]

昭和58年3月28日 海上自衛隊達第13号[航空分遣隊の廃止及び航空隊
(丁)の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達13条による改
正]

昭和58年6月28日 海上自衛隊達第28号[誘導弾整備所の新編等に伴う関
係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正]

昭和59年6月29日 海上自衛隊達第18号[防衛庁設置法等の一部改正に伴
う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正]

昭和60年4月6日 海上自衛隊達第9号[防衛庁組織令の一部改正に伴う
関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正]

昭和60年6月27日 海上自衛隊達第16号[水雷整備所の新編等に伴う関係
海上自衛隊達の整理に関する達9条による改正]

昭和61年3月17日 海上自衛隊達第7号[駆潜隊の廃止に伴う関係海上自
衛隊達の整理に関する達14条による改正]

昭和61年3月22日 海上自衛隊達第8号[海洋観測艇の除籍等に伴う関係
海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正]

昭和62年6月29日 海上自衛隊達第17号[基地業務隊等の新編等に伴う関
係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正]

昭和63年3月2日 海上自衛隊達第9号[輸送艇1号の就役に伴う関係海
上自衛隊達の整理に関する達4条による改正]

昭和63年4月8日 海上自衛隊達第18号[第5次改正]

平成4年4月10日 海上自衛隊達第18号[硫黄島航空基地隊の新編等に伴

う関係海上自衛隊達の整理に関する達17条による改正]

平成5年3月22日 海上自衛隊達第9号[第1ミサイル艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達14条による改正]

平成7年3月28日 海上自衛隊達第7号[作戦情報支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正]

平成7年6月27日 海上自衛隊達第22号[音響業務支援隊の廃止等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達14条による改正]

平成9年1月20日 海上自衛隊達第1号[海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達21条による改正]

平成10年12月2日 海上自衛隊達第30号[補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達38条による改正]

平成12年3月3日 海上自衛隊達第4号[練習潜水隊の編制に関する訓令等の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達15条による改正]

平成13年1月6日 海上自衛隊達第1号[中央省庁等改革関係法等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達13条による改正]

平成13年3月22日 海上自衛隊達第11号[舞鶴航空基地隊等への新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達17条による改正]

平成13年6月26日 海上自衛隊達第31号[航空施設隊の廃止及び機動施設隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正]

平成13年8月1日 海上自衛隊達第39号[第1輸送隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達14条による改正]

平成14年2月19日 海上自衛隊達第6号[第1輸送隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達14条による改正]

平成14年3月22日 海上自衛隊達25号[海上幕僚監部首席法務官等の新__設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達37条による改正]

平成15年3月26日 海上自衛隊達第19号[海上自衛隊情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達14条による改正]

平成18年3月27日 海上自衛隊達第9号[防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達24条による改正]

平成18年4月3日 海上自衛隊達第20号[第1海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達16条による改正]

平成18年7月28日 海上自衛隊達第29号[内部部局等の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達14条による改正]

平成19年8月30日 海上自衛隊達第27号[防衛施設庁の廃止等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達11条による改正]

平成20年3月26日 海上自衛隊達第20号[体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達22条による改正]

平成21年7月31日 海上自衛隊達第61号[自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達14条による改正]

平成22年7月1日 海上自衛隊達第18号[隊員の葬喪に関する達及び海士長以下の自衛官の帽章に表示する文字に関する達の一部を改正する達2条による改正]

平成27年9月25日 海上自衛隊達第20号[防衛装備庁の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達19条による改正]

平成27年11月27日 海上自衛隊達第39号[海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達24条による改正]

平成28年6月27日 海上自衛隊達第30号[掃海隊群等の改編等に伴う海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正]

令和2年3月30日 海上自衛隊達第16号[艦艇開発隊の内部組織に関する関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正]

令和2年3月30日 海上自衛隊達第49号[艦隊情報群等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達18条による改正]

令和4年3月18日 海上自衛隊達第15号[掃海隊群の改編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正]

令和5年3月31日 海上自衛隊達第18号[開発隊群の改編に伴う関係海

海士長以下の自衛官の帽章に表示する文字に関する訓令(昭和43年海上自衛隊訓令第9号)の規定に基づき、海士長以下の自衛官の帽章に表示する文字に関する達を次のように定める。

海士長以下の自衛官及び自衛官候補生の帽章に表示する文字に関する達

第1条 別表の部隊等の区分欄に掲げる部隊等に所属し、又は入校(教育入隊を含む。)する海士長以下の自衛官の帽章に表示する文字は、それぞれ、同表の表示区分欄に掲げるとおりとする。ただし、転勤の途次及び部隊が編成替になった場合において新たな帽章が交付されるまでの間は、「海上自衛隊」の文字を表示するものとする。

2 自衛官候補生の帽章に表示する文字は、その所属する教育隊の編成上の隊の名称とする。

第2条 遠洋練習航海に従事する海士長以下の自衛官の使用する「日本国練習艦隊」の帽章の文字は、遠洋練習航海部隊が最後にわが国の港を出航する日から、最初にわが国の港に帰投した日までの間使用するものとする。

附 則

1 この達は、昭和43年5月1日から施行する。

2 この達の施行に伴い、新たな帽章が交付されるまでの間は、なお従前の例による。

附 則 [父島基地分遣隊等及び岩国航空分遣隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、昭和43年6月26日から施行する。

附 則 [海洋業務隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄]

この達は、昭和44年10月1日から施行する。[ただし書略]

附 則 [地方隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の

附則]

この達は、昭和45年3月2日から施行する。

附 則 [警備隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の

附則抄]

この達は、昭和45年10月1日から施行する。[ただし書略]

附 則 [揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する

達の附則]

1 この達は、昭和46年4月1日から施行する。

2 改正後の海士長以下の自衛官の帽章に表示する文字に関する達
第1条本文の規定にかかわらず昭和46年5月31日までの間は、輸
送隊に勤務する海士長以下の自衛官の帽章に表示する文字は、「海
上自衛隊」とする。

附 則 [第1次改正による附則]

この達は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 [第2潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する

達の附則]

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則 [第2次改正による附則]

この達は、昭和49年3月15日から施行する。

附 則 [第3次改正による附則]

この達は、昭和51年6月22日から施行し、改正後の別表の規定中調査
隊に係る部分は、昭和50年8月1日から、音楽隊に係る部分は、昭和
51年5月11日から適用する。

附 則 [海上自衛隊潜水医学実験隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達

の整理に関する達の附則]

この達は、昭和52年12月27日から施行する。

附 則 [開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する

達の附則]

この達は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達
の附則〕

この達は、昭和55年3月17日から施行する。

附 則〔第4次改正による附則〕

この達は、昭和55年5月8日から施行する。

附 則〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附
則〕

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関
する達の附則〕

この達は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則〔電子業務支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する
達の附則〕

この達は、昭和57年3月27日から施行する。

附 則〔誘導武器教育訓練隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に
関する達の附則〕

この達は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則〔航空分遣隊の廃止及び航空隊(丁)の新設に伴う関係海上自衛
隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和58年3月30日から施行する。

附 則〔誘導弾整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する
達の附則〕

この達は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則〔防衛庁設置法等の一部改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関
する達の附則〕

この達は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則〔防衛庁組織令の一部改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関す
る達の附則〕

この達は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則〔水雷整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達

の附則]

この達は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則[駆潜隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、昭和61年3月19日から施行する。

附 則[海洋観測艇の除籍等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、昭和61年3月27日から施行する。

附 則[基地業務隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理等に関する達の附則]

この達は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則[輸送艇1号の就役に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、昭和63年3月17日から施行する。

附 則[第5次改正による附則]

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則[硫黄島航空基地隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則[第1ミサイル艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成5年3月22日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定中防空陸警隊に係る改正規定は、同月31日から施行する。

附 則[作戦情報支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成7年3月30日から施行する。

附 則[音響業務支援隊の廃止等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成7年6月30日から施行する。

附 則[海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係
海上自衛隊達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則[補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する
達の附則]

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則[練習潜水隊の編制に関する訓令等の制定等に伴う関係海上自
衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成12年3月9日から施行する。ただし、掃海隊群、掃海隊
群司令部幕僚長及び掃海業務支援隊に係る部分は、同月13日から施
行する。

附 則[中央省庁等改革関係法等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整
理に関する達の附則抄]

1 この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則[舞鶴航空基地隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関す
る達の附則]

この達は、平成13年3月24日から施行する。ただし、特別警備隊
に係る部分は、同月27日から施行する。

附 則[航空施設隊の廃止及び機動施設隊の新編に伴う関係海上自衛隊
達の整理に関する達の附則]

この達は、平成13年6月27日から施行する。

附 則[第1輸送隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の
附則]

この達は、平成13年8月10日から施行する。

附 則[第1輸送隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の
附則]

この達は、平成14年3月12日から施行す

附 則[海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等
の整理に関する達の附則]

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇

隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則[海上自衛隊情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則[防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則[第1海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成18年4月3日から施行する。

附 則[内部部局等の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則[防衛施設庁の廃止等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則[体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則[自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則[隊員の葬喪に関する達及び海士長以下の自衛官の帽章に表示する文字に関する達の一部を改正する達の附則]

この達は、平成22年7月1日から施行する。

附 則[防衛装備庁の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則[海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則〔掃海隊群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則〔艦艇開発隊の内部組織に関する関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔艦隊情報群等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則〔掃海隊群の改編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和 4 年 3 月 22 日から施行する。

附 則〔開発隊群の改編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 条 関係）

	部隊等の区分	表示区分
1	地方隊、練習艦隊、掃海隊群、潜水隊群又は 海洋業務・対潜支援の直轄する自衛艦（輸 送艇及び特務艇を除く。）	自衛艦の名称（当該名称 の前に「自衛艦」の文字 を付する。）
2	地方総監部	地方総監部の名称
3	システム通信隊群司令部	システム通信隊群
4	学校	学校の名称
5	護衛隊 海上訓練指導隊 海上補給隊 海上訓練支援隊 航空隊 整備補給隊 航空基地隊 標的整備隊 航空管制隊 機動施設隊 潜水隊 潜水艦基地隊 練習潜水隊 潜水艦教育訓練隊 掃海隊 輸送隊 海洋観測隊 音響測定隊 技術評価開発隊 基地隊（掃海隊を除く。）	編成上の隊の名称

	教育隊 警備隊（ミサイル艇隊を除く。） 防備隊（ミサイル艇隊を除く。） ミサイル艇隊 教育航空隊 練習隊 システム通信隊 移動通信隊 保全監査隊	
6	内部部局 防衛大学校 防衛医科大学校 防衛研究所 統合幕僚監部 陸上自衛隊 航空自衛隊 共同の部隊 情報本部 防衛監察本部 地方防衛局 海上幕僚監部 自衛艦隊司令部 護衛艦隊司令部 航空集団司令部 潜水艦隊司令部 掃海隊群司令部 教育航空集団司令部 練習艦隊司令部 海上自衛隊警務隊	海上自衛隊

海上自衛隊潜水医学実験隊	
海上自衛隊東京業務隊	
海上自衛隊補給本部	
海上自衛隊艦船補給処	
海上自衛隊航空補給処	
海上自衛隊航空補給処下総支処	
海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院	
護衛隊群司令部	
海上訓練指導隊群司令部	
航空群司令部	
潜水隊群司令部	
艦隊情報群	
海洋業務群・対潜支援群（海洋観測隊、音響測定隊及び直轄の自衛艦を除く。）	
開発隊群（技術評価開発隊を除く。）	
教育航空群司令部	
水上戦術開発指導隊	
水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊	
特別警備隊	
弾薬整備補給所	
造修補給所	
基地業務隊	
衛生隊	
音楽隊	
地方隊直轄の基地分遣隊	
航空修理隊	
航空派遣隊	
ぎ装中の艦船	
地方隊直轄の輸送艇及び特務艇	

	海上部隊が特にその行動を秘密にする必要がある場合及びその他の場合において海上幕僚長が指定した部隊等	
7	遠洋航海に派遣中の遠洋練習航海部隊	日本国練習艦隊